

# 小岩剣友会会則

## 第一章 総則

- 第一条 本会の名称を小岩剣友会とする。
- 第二条 本会の事務局を総務担当役員宅、又は江戸川区剣道連盟理事宅に置く。

## 第二章 目的

- 第三条 本会は剣道を通し、自己の人間形成に努力し、会員相互の親睦を図り、青少年の健全なる育成に寄与することを目的とする。

## 第三章 活動・事業

- 第四条第 本会は第二章の目的達成の為に次の事業を行う。
- (1) 会員の為の定期的な稽古会。
  - (2) 成年部会員による青少年育成のための剣道指導。
  - (3) 目的を達成するために必要なその他の活動・事業。

## 第四章 会員・組織

- 第五条第一項 本会会員としての入会資格は本会の目的、その為の活動・事業への参加、そして会則の遵守に同意する者に、会長または役員会の承認をもって与えられる。
- 第五条第二項 本会組織は成年部と少年部の上に役員会と指導部を置いて組織構成され、役員会が主たる運営を行なう。  
また、その事業・活動遂行への支援・協力として父母部を別に置く。
- 第五条第三項 本会会長は本会運営上の総責任者であり、本会運営上の役員会最終決定権を有する。  
また、副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 第五条第四項 少年部会員は中学校三年生以下の会員で構成される。
- 第五条第五項 成年部会員は中学校を卒業した会員で構成される。
- 第五条第六項 指導部は指導部長1名、指導副部長若干名、指導部長補佐若干名で構成され、役員会で協議し、本人の同意を得て任命される。
- 第五条第七項 指導部は当会の目的および役員会の方針に則り、少年部および成年部に対して、稽古会等を通じて剣道修練の指導に当たる事を主たる任とする。
- 第五条第八項 指導部内には師範、名誉師範、並びに講師を置く事ができる。
- 第五条第九項 成年部会員は上記にある入会資格の条件として、本会則に基づき積極的に本会活動参加に努力し、本会発展に寄与するものとする。

第五条第十項 父母部は、少年部会員の親または保護者によって構成され、本会目的のために役員・指導部による当会事業遂行の支援・応援・協力を積極的に行う。

第五条第十一項 父母部には部長1名、副部長数名を置き、本規約とは別に父母部内規によって運営される。但し、その内規は本会則の内容を逸脱してはならない。

## 第五章 役員

第六条第一項 本会は下記の役員を置く。

会 長 1名  
副 会 長 数名  
総務担当役員 1名  
会計担当役員 1名  
指導担当役員 若干名  
尚、

- (1) 本会は名誉会長を置く事が出来る。
- (2) 本会は顧問、相談役、参与を置く事が出来る。
- (3) やむを得ぬ事情により役員の内兼任もあり得る。
- (4) 会長が死亡した場合、任期満了まで副会長が代行するものとする。
- (5) 他の役員が任期中に死亡した場合、任期満了まで副会長または他の役員が兼務するものとするが、現実的に対応が困難な場合は、任期中でも会長が後任を指名し臨時総会招集による承認を経て置けるものとする。
- (6) 本会の役員任期は2年とし改選するが、再任を妨げない。

第六条第二項 役員は本会の目的達成のために第三章にある活動・事業を、創意工夫を惜しまず考案計画し、会員の同意・賛同を原則として執行しなくてはならない。

## 第六章 経 理

第七条 本会は入会金、月会費、年会費、寄付金、その他の収入をもって運営する。

第八条 本会の入会金は1,000円、成年部・少年部共に月会費を1,000円とし、原則として半年分ごとに6,000円徴収する。  
但し、高校生は年会費¥6,000とし、別途スポーツ保険代も支払うものとする。

第九条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

## 第七章 会 議

第十条第一項 本会の会議は総会並びに役員会とし、総会及び役員会は必要に応じて、会長がこれを召集する。

第十条第二項 総会は毎事業年度一回とし、四月から同年五月の間に開催するものとする。但し、やむを得ぬ事情、若しくは状況の場合はこの限りではない。

第十条第三項 第二項にある総会以外に、必要に応じて会長は臨時総会を召集することができる。

- 第十条第四項 総会は、本会最高議決機関であり、休会会員を除く正会員総数の過半数(委任状数含む)をもって成立するものとする。
- 第十条第五項 成年部会員が総会を欠席する場合は、必ず委任状を提出しなければならない。
- 第十条第六項 総会への参加並びに議決等について、少年部会員の場合は、その保護者が少年会員を代行するものとする。  
尚、保護者が欠席の場合は、少年会員の代行として委任状を提出しなければならない。
- 第十条第七項 役員会は会長が基本的に毎月一度招集するものとするが、状況や事情によってはこの限りではない。
- 第十条第八項 総会も役員会も開催した証として、議事内容の記録(議事録)を参加者に開示し、開催日から最低5年間残すものとする。
- 第十一条第一項 緊急または重要な決議や決定のための総会や役員会を開催予定日に止むを得ない事情・状況で出席対象者が開催会場に参集することができず、且つ延期では事業遂行に支障を来す可能性がある場合に限り、会長判断で電磁的手段をもって以下の通り開催できるものとする。

総 会：① 電磁的手段による開催日時、並びに議案を予め全会員に通達する。  
② 出席対象者は電磁的手段による総会参加が可能な全会員とし、不可能な会員については開催日前日までに委任状を提出して貰うこととする。  
③ 電磁的手段による総会は、その時々可能な最善の開催手続きを役員会が取り、出席者や議決、承認等については第七章の条項に基づくものとする。

役員会：① 予め会長より役員会参加対象者に議題を提示することとする。  
② 役員が同時参加可能な電磁的手段を利用して、議論・審議を尽くし、議決する。  
③ 上記②にある電磁的手段による役員会に参加できない者の賛否を必要とする場合は、審議内容を別の電磁的手段で連絡し、賛否のいずれかの意思表示を確認することで最終議決するものとする。

## 第八章 休 会・退 会

- 第十二条 休会は本会内規にある手続きを経て行うものとする。  
休会中であっても当会会員として会員名簿に残る。  
この場合、既に納入済みの会費は返金しない。  
尚、休会する場合は休会期間を明確にしなければならない。  
休会期間は最長2年とし、原則として休会開始日の1ヵ月前までに退会届を提出しなくてはならない。

- 第十三条 退会は本会内規にある手続きを経て行うものとする。  
退会手続きが済んだ時点で会員としての資格を失い会員名簿より抹消される。  
この場合、既に納入済み会費は返金しない。  
原則として退会届は退会日に1ヵ月前までに提出しなければならない。

## 第九章 休 会 ・ 退 会

- 第十四条 (イ) 月会費又は年会費の納入をしても、休会の届出なしに6ヶ月以上当会活動参加しない会員に関しては、役員会で協議し、本人の同意を得て休会扱いとする事ができる。  
この場合、既に納入した会費は返金しない。  
また、休会期間後はその復帰時期相応の会費を役員会で協議し納入して貰うものとする。  
(ロ) 休会期間後に、然るべき事由の届出なく、引き続6ヶ月以上当会活動に参加しない場合は、役員会で協議し本人の同意を得て退会扱いとする事ができる。  
この場合、会員としての資格を失い名簿より抹消される。
- 第十五条 会費の納入をしても、当会からの各行事・活動参加への度重なる参加喚起にも拘わらず、凡そ一年近くの間に参加の是非の意思表示すらせずに参加しない者については、会則にある会員資格を破棄したものと見做し、役員会で協議し、最終的に本人に通達の上、退会扱いにする事ができる。  
この場合、会員としての資格を失い名簿より抹消され、本人に退会扱いの通知をするものとする。  
尚、既に納めた会費は返金しない。

## 第十章 倫理に関する事項

- 第十六条第一項 役員はもとより全会員は我が国伝統文化である剣道を学び、修練することにおいて、全日本剣道連盟が定める“剣道の理念”並びに“剣道修練の心構え”に基づき、各種ハラスメント等に代表される反倫理的行為および社会正義に反する行為が本会と会員の不利益となった場合は、第十一章にある罰則の対象とする。
- 第十六条第二項 本会の倫理に関しては別に定める倫理規定に基づくものとする。
- 第十六条第三項 本会目的達成のための円滑な運営に必要な事項を定めることを目的とし、本会内に倫理委員会を置く。
- 第十六条第四項 倫理委員会は委員長および若干名の委員で構成され、少なくとも以下で構成される。  
(1) 委員長は1名とし、会長とする。  
(2) 委員の中には副会長、指導部長、父母部長が含まれること。  
(3) 任期は委嘱日より開始し、本会役員任期と同じとする。  
但し、再任を妨げない。  
(4) 委員が(2)に加えて必要な場合は、会長が推挙し、総会に諮った上で委嘱する。

(5) 委員会は次の事項を管掌する。

- ① 綱紀肅正を重視する。
- ② 関係規定(ガイドライン)の順守確認、並びに規定適用対象者の周知の徹底、及び改善勧告等の検討に関すること。
- ③ 本会倫理規定に抵触したと認められる場合は、関係各位を召喚の上、委員長の求めに応じ、委員会で意見を述べること。

## 第十一章 罰 則

第十七条 会員が本会の名誉を毀損し、または本会則または内規に反する行為を犯したり、本会則にある会員としての然るべき義務を履行しないとき、または当会内における良好な人間関係や秩序・風紀を著しく乱した場合は、役員会の議決により謹慎、又は除名することが出来る。

## 第十二章 その他

第十八条 本会則で網羅されていない事項については、役員会で検討協議の上、具体的内容をもって内規で対応するものとする。  
但し、明らかに本会規約の対象となる事項については第十九条の通りとする。

第十九条第一項 時代の変遷、社会状況や当会内の変化に応じて、本会則の改訂、改定、または改正が必要となった場合、役員会で審議し、会長了承下に、総会での承認をもってそれを実施するものとする。  
この場合、全会員数の3分の2以上の出席(委任状数を含まない)によって審議が成立し、その出席者の3分の2以上の承認を必要とするものとする。  
但し、第十八条にある通り、特に少年部または成年部に限った事項の場合は、少年部の場合は父母部扱いの保護者、成年部の場合は成年会員の賛同をもって決定・実施する事ができ、必要に応じて内規に追記するものとする。

第十九条第二項 前会則は本会則施行日をもって効力を失い廃止とする。

### 附 則

- (1) 本会の会則は昭和59年11月1日より施行する。
- (2) 本会の会則は昭和61年4月1日より施行する。
- (3) 本会の会則は平成元年4月1日より施行する。
- (4) 本会の会則は平成10年4月1日より施行する。
- (5) 本会の会則は平成15年4月1日より施行する。
- (6) 本会の会則は平成16年4月1日より施行する。
- (7) 本会の会則は平成17年4月1日より施行する。
- (8) 本会の会則は平成19年4月1日より施行する。
- (9) 本会の会則は平成23年4月1日より施行する。
- (10) 本会の会則は平成25年4月1日より施行する。
- (11) 本会の会則は一部改訂し、2019年4月1日より施行する。
- (12) 本会の会則は一部改訂し、2020年4月1日より施行する。